



令和5年分 所得税の確定申告 令和6年度 市民税・県民税の申告

成田税務署 TEL0476-28-5151 (代表)
富里市役所 課税課 TEL0476-93-0443 (直通)

確定申告、市民税・県民税申告の相談・受付、税理士による無料申告相談を、次の日程で実施します。確定申告の詳細は「広報とみさと2月号」で、市民税・県民税申告の詳細は「広報とみさと1月号及び2月号」でお知らせします。

申告が必要な方は、申告日までに必要な書類の準備・作成を済ませておいてください。

令和5年分 所得税の確定申告について

富里市役所を会場とした所得税の確定申告の相談・受付を、以下の日程で実施します。

日程	相談・受付時間	会場
2月16日(金)～ 3月15日(金)	午前8時30分～正午 (相談開始時間：午前9時) 午後1時～午後3時30分 (相談開始時間：午後1時)	すこやかセンター 2階 会議室1
※土・日、祝日を除く		

◎個別相談できない申告

以下の内容を含む申告の相談・受付はできません。

- 令和5年分以外の申告
- 住宅借入金特別控除(適用初年度の人、連帯債務がある人)
- 青色申告
- 配当所得
- 譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)
- 災害の控除
- 贈与税の申告
- 消費税の申告
- 準確定申告(亡くなった人の申告)
- 営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上
- 事業開始初年度 など

◎必要書類等

- 前年の確定申告書の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
- 本人と被扶養者のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード、通知カードなど)

【人数制限について】

申告相談の受付は、午前40人、午後40人の人数制限を設けています。

また、午後の相談分も午前中から受け付けていますので、定員に達した時点で当日の受付は終了となります。

なお、作成済みの申告書等を提出するだけの場合は、人数制限はありませんが、混雑回避のため、税務署への郵送にご協力ください。

【受付の順番について】

受付の順番は、当日の午前8時20分の時点で複数の来場者がいた場合は、「抽選」を行い決定しますので、早朝からの来場は控えてください。

抽選後、定員に達していない場合は、先着順に受け付けをします。

※相談開始目安時間を会場に掲示します。
順番によっては一時帰宅も可能です。

令和6年度 市民税・県民税の申告について

市民税・県民税申告の相談・受付は、確定申告よりも早期の日程で実施します。

確定申告の相談・受付が始まる2月16日（金）以降は、会場が大変混雑しますので、早めの相談・受付にご理解・ご協力をお願いします。

日程	相談・受付時間	会場
2月1日（木）～ 2月14日（水） ※土・日、祝日を除く	午前9時～正午 午後1時～午後4時	すこやかセンター 2階 会議室1
2月16日（金）～ 3月15日（金） ※土・日、祝日を除く	午前8時30分～正午 午後1時～午後5時	

2月25日（日）のみ、市民税・県民税申告を受付します。
■受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時

◎必要書類等

- 源泉徴収票など申告に必要な書類
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）
- 本人と被扶養者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、通知カードなど）



税理士による無料申告相談について

小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書（住宅借入金等特別控除の初年度、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）を作成して提出できます。

日程	受付時間	会場
1月30日（火）	午前10時～午後4時	すこやかセンター 2階 会議室1

◎必要書類等

- 前年の確定申告書の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類
- 筆記用具
- 電卓など
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）
- 本人と被扶養者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
- 税務署から「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」（はがきや封書）が届いている人はお持ちください。

◎その他

- 混雑回避のため、入場整理券を配布します。また、LINEによる事前発行も可能です。
- 混雑状況によっては、早めに受付を終了することがあります。
- パソコンによる申告書の作成を行います。
- 用紙の配布のみは行いません。国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】から入手願います。
- 申告書の提出のみの方は、直接税務署にお持ちいただくか、税務署に郵送してください。
- 成田税務署の申告会場でパソコンによる申告書の作成をしたことのある人は、その控えをお持ちください。